

北海道環境審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北海道環境審議会条例（平成6年北海道条例第34号。以下「条例」という。）及び北海道環境審議会条例施行規則（平成6年北海道規則第77号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部 会)

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、企画部会、循環型社会推進部会、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会のほか、必要と認められる部会について、会長が審議会に諮って設置する。

- 2 審議会が、別に指定する事項（以下「指定事項」という。）については、審議会の付託があったものとみなす。
- 3 前項に規定する指定事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会長)

第3条 規則第2条第3項の規定により互選された部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門委員の任期等)

第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 専門委員は、再任されることができる。

(特別委員の任期等)

第5条 特別委員の任期は、2年以内とする。ただし、特別委員が欠けた場合における補欠の特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 特別委員は、再任されることができる。

(会議の公開)

第6条 北海道環境審議会は、会議を公開とする。

- 2 北海道環境審議会の部会は、原則として会議を公開とする。ただし、部会の開催にあたり、次の事由に該当する場合は、部会の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること
- (2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、北海道環境生活部環境局環境政策課において処理する。ただし、部会の庶務は、それぞれの事務を所掌する課が処理する。

(会長等への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。